

(様式第2号)

平成28年度第6回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成28年11月15日(火) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 吉田課長, 山東係長, 矢代主事, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからカの異議申立て及びキ及びクの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年5月7日付け)について

イ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年9月15日付け)について

ウ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異

議申立て（平成26年11月21日付け）について

エ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について

オ 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について

カ 平成27年11月9日付け芦固審発第58号公文書不存決定処分に係る異議申立て（平成28年1月7日付け）について

キ 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存決定処分に係る審査請求（平成28年6月28日付け）について

ク 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求（平成28年9月15日付け）について

ケ 防犯カメラ設置における個人情報の取り扱いについて

コ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について

ア 不存決定の妥当性について審議し、答申（案）について検討した。

イ 芦屋市長が開示決定としたことは妥当であるとの結論を得た。

ウ 次回の審査会で答申（案）を確認し答申することとする。

(2) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について

ア 不存決定の妥当性について審議し、答申（案）について検討した。

イ 芦屋市長が開示決定としたことは妥当であるとの結論を得た。

- ウ 次回の審査会で答申（案）を確認し答申することとする。
- (3) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
ア 継続審議とした。
- (4) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
ア 請求文書を特定した。
イ 答申の方向性について審議した。
- (5) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
ア 本人からの取下げ申出により取下げとした。
- (6) 平成27年11月9日付け芦固審発第58号公文書不存決定処分に係る異議申立て（平成28年1月7日付け）について
ア 継続審議とした。
- (7) 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存決定処分に係る審査請求（平成28年6月28日付け）について
ア 継続審議とした。
- (8) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求（平成28年9月15日付け）について
ア 継続審議とした。
- (9) 防犯カメラ設置における個人情報の取り扱いについて

島田会長 まずは議題9の防犯カメラの議題について審議をしましょう。事務局は作成した答申案を朗読してください。

吉田課長 (答申案 朗読)

島田会長 答申案について御意見はございますか。

亀若委員 審査会の結論としては、単に防犯カメラの設置について認めるとするのではなく、付帯意見を述べた上で認めるとした方がよいと思います。

島田会長 そうですね、結論はそのように修正しましょう。

(文言修正)

岩本委員 個人情報開示請求があったときの対応についても意見を述べるべきでしょうか。

島田会長 現時点では慎重に運用するように述べるに留めておきましょう。

大月委員 実際に犯罪が起きていた場合はわかりやすいのですが、物が盗られたかもしれないので画像を見せてくださいといった依頼がある可能性があります。そういったときに個人情報保護という理由で見せることができないとしますと、何のためにつけているんだといった意見になりかねませんし、後日カメラがあることに気付いて依頼したら7日間が過ぎていて画像が消えていましたということもあり得ると思います。ですので、そういったことを想定し、個人情報や画像の管理体制を十分に図るよにということとは述べておきたいですね。

吉田課長 画像の保管期間は7日間で、過ぎたら上書きされるとのことですが、画像が見たいとの依頼があった場合は、防犯カメラの画像を専用パソコンに一時保存しておき、加工して本人に見せることや、警察からの依頼があると提供するという対応が想定されます。

ただ、そういった場合、画像は防犯カメラ内だけで保存するという原則や保管期間を7日間とするという原則と調整をしないといけないと思われます。

大月委員 画像の保管期間の例外については運用していきながら実施機関が文書法制課と協議をして決めていくことになるでしょう。

(文言修正)

島田会長 最後に体裁を整えて、この内容で答申しましょう。

閉会